

薬食安発 0311 第 1 号
平成 26 年 3 月 11 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公 印 省 略)

医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の周知について

日頃より医薬品・医療機器等の安全確保対策に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度は、薬事法第 77 条の 4 の 2 第 2 項に基づき、医薬関係者等が、医薬品又は医療機器について副作用等の発生を知った場合において、必要があると認めるときに、厚生労働大臣に対し直接副作用等を報告するものです。報告された情報は専門的観点から分析又は評価され、必要な安全対策を講じるとともに、広く医薬関係者等に情報を提供することで、市販後安全対策の確保を図ります。

本制度のより一層の普及を図るため、本年度も「医薬品・医療機器等の副作用・感染症・不具合報告のお願い」とともに本制度の啓発ポスター（報告用紙付）を全国の医療機関・薬局等へ配布し、改めて周知を図ることとしています。

つきましては、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の趣旨を御理解いただき、本制度の普及・定着のため、貴管下医療機関・薬局等への本制度の周知及び貴職及び貴管下保健所における報告用紙の常備につき特段の御配慮をお願いいたします。

なお、ファックス、郵送又は電子メールによる報告に加え、「e-Gov 電子申請システム」を使用した電子的報告の受付も行っておりますので、これの普及につきましても併せて御配慮をお願いいたします。

電子的報告の詳細については、電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページの「e-Gov 電子申請システムの御利用はこちから」（<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>）をご覧ください。



医薬品・医療機器等の副作用・感染症・不具合報告のお願い

医薬品、医療機器の安全性を確保するためには、市販後に、副作用・感染症・不具合を生じた症例の情報を収集し、評価し、医療の現場に情報提供していくことが重要です。このため、薬事法においては、医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者に、医薬品や医療機器の使用によると疑われる副作用・感染症・不具合の情報を厚生労働大臣に報告いただくことを求めており、これを「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」と称しています。

○薬事法第77条の4の2第2項

薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品又は医療機器について、当該品目の副作用その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

○報告いただきたい事例

医薬品や医療機器の使用によると疑われる重篤な副作用・感染症・不具合の情報を報告ください。医薬品や医療機器との因果関係が必ずしも明確でない事例も報告してください。

また、医薬部外品・化粧品についても重篤な副作用の情報をご報告ください。

いただいた情報は、専門的観点から分析、評価され、医薬品や医療機器等の市販後安全対策に生かされることになります。

○報告いただいた情報の取扱い

ご報告いただいた情報は、厚生労働省から独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)のデータベースに集積します。

また、PMDAを通じて当該医薬品や医療機器の製造販売業者等へ情報提供いたします。必要により、PMDAまたは製造販売業者等から詳細調査を行う場合があります。

さらに、いただいた情報は、安全対策の一環として、広く公表することがありますが、その場合には、報告者の氏名、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は公開いたしません。

医薬関係者におかれましては、この制度の趣旨をご理解いただき、日常、医療の現場で重篤な副作用・感染症・不具合の発生を知った時には、郵送、ファックスまたは電子メール等によりご報告くださいますようお願いします。報告用紙は、別添のポスターにも添付しておりますが、インターネットの以下のサイトで入手できます。

<http://www.info.pmda.go.jp/info/houkoku.html>

平成26年3月

医薬関係者 各位

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

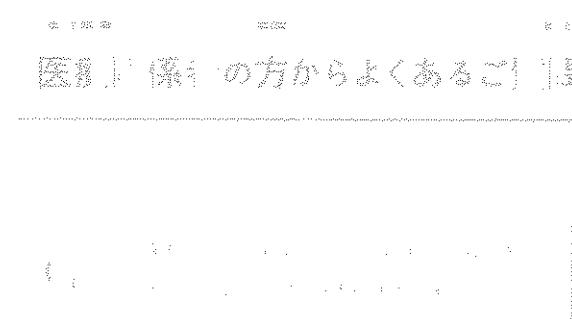


知ってください。伝えてください。 お薬の「万が一」に備える制度。

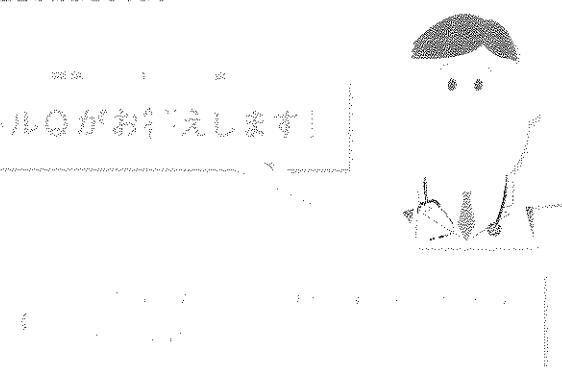
医薬品副作用被害救済制度について

医薬品副作用被害救済制度は、病院・診療所で処方されたお薬、
薬局で購入したお薬を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、
入院治療が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済するものです。

*昭和55年5月1日以降に使用した医薬品が原因となって発生した副作用による健康被害が対象となります。



A. 給付の請求は、健康被害を受けたご本人またはそのご遺族が直接、PMDAに対して行います。その際に、医師の診断書などが必要となります。
まずは、PMDAに電話やメールでご相談いただくようにお伝えください。

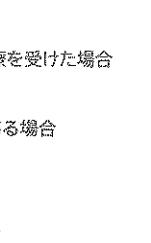


A. 健康被害を受けたご本人またはそのご遺族から提出いただきました書類をもとに、厚生労働省が設置し外部有識者で構成される 薬事・食品衛生審議会における審議を経て、支給の可否が決定されます。
支給の可否については、PMDAからご連絡いたします。



A. 給付には7種類あります。
■入院治療を必要とする程度の健康被害で医療を受けた場合
①医療費 ②医療手当
■日常生活が著しく制限される程度の障害がある場合
③障害年金 ④障害児養育年金
■死亡した場合
⑤遺族年金 ⑥遺族一時金 ⑦葬祭料
給付額は種類ごとに定められています。

なお、それについて請求期限がございますので、患者さんにご注意いただくようにお伝えください。



A. 下記の場合は救済の対象なりません。
①医薬品の副作用のうち入院治療を要する程度ではなかった場合などや請求期限が過ぎてしまっている場合、医薬品の使用目的・方法が適正と認められない場合
②対象除外医薬品による健康被害の場合
③法定予防接種によるものである場合
④医薬品の製造販売業者などに損害賠償の責任が明らかな場合
⑤救命のため、やむを得ず通常の使用量を超えて医薬品を使用したことによる健康被害で、その発生があらかじめ認識されていたなどの場合



「お薬を正しく
使えば副作用は
出ないはず…？」



患者さんにお伝えください。正しく使っていても、
まれに重い健康被害を起こす可能性があることを。

お薬を正しく使っていても、薬剤師によって、まれに入院治療が必要になるほどの
副作用が原因で医療機関に搬送されることがあります。

その場合、医薬品や医療機器などの販売者や輸入者が医薬品副作用救済制度を
患者さんへ、この制度のことをお聞きし下さい。

PHOTO

お薬を正しく使っての方に使ってほしい制度です。

医薬品副作用被害救済制度

詳細の方法や料金の計算、申請の手順などあらかじめご確認をお
願いします。お問い合わせ窓口へお問い合わせください。

正しくお
副作用 救済
PMDA で検索

救済制度についての詳細は、PMDAにお問い合わせください。

救済制度
相談窓口

0120-149-931

電話番号をよくお確かめのうえ、おかげください。

受付時間：午前9:00～午後5:00
月～金（祝日・年末年始を除く）
Eメール：kyufu@pmda.go.jp



独立行政法人
医薬品医療機器総合機構